



諮問第409号  
環水大土発第1507021号  
平成27年7月2日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
望月 義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3-メチルカルバニラート又はメチル=3-(3-メチルカルバニロイルオキシ)カルバニラート(別名フェンメデイファム)

4-[ (6-クロロ-3-ピリジルメチル) (2, 2-ジフルオロエチル) アミノ]フラン-2 (5*H*)-オン(別名フルピラジフロン)

(別紙2)

1 - [(E Z) - 2 - シアノ - 2 - メトキシイミノアセチル] - 3 - エチルウ  
レア (別名シモキサニル)

S - 4 - フェノキシブチル = ジメチル (チオカルバマート) (別名フェノチオ  
カルブ)

2, 3 - ジクロロ - N - 4 - フルオロフェニルマレイミド (別名フルオルイミ  
ド)

4 - [(6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) (2, 2 - ジフルオロエチル) ア  
ミノ] フラン - 2 (5 H) - オン (別名フルピラジフロン)



中環審第850号  
平成27年7月3日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年7月2日付け諮問第409号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。